

公職選挙法違反被告事件の処理について

昭和27年12月15日刑二第20865号高等
裁判所長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通
達

公職選挙法の一部改正により、同法違反の重要な被告事件については、特に迅速に裁判すべき旨の規定（同法第二五三条の二）が設けられましたが、右事件の被告人又は弁護人が国会議員である場合に、国会出席等を理由として公判期日の変更申請がなされることがあり、その取扱について疑義を生じている向もある模様であります。当事務総局においては、前記改正の経過等にかんがみ、右事件の公判期日の指定および変更については、左記の方針によるのが妥当であると考えますので、この旨参考までに各裁判官に伝達方お願いいたします。

おつて、日本弁護士連合会会長に対しても右の趣旨を通知するとともに、右事件に限らず、国会議員である弁護士が弁護人となっている一般の刑事被告事件についても、弁護人が国会出席等のため公判期日に出頭することができない虞があるときは、他の弁護士を弁護人に選任させる等の方法により、審理の遅延をきたさないよう、協力を依頼してありますので、申し添えます。

記

一 公判期日の指定

被告人又は弁護人が国会議員である場合、公判期日の指定については、公職選挙法第二五三条の二の趣旨に反するような希望は、たとえ国会出席等を理由とするものであつても、これを顧慮する必要がない。

二 公判期日の変更

(イ) 被告人が国会議員である場合

単に国会の会期中であるということだけでは、公判期日変更の正当な理由とはならない。しかし、国会において被告人が出席しないことによつて重大な影響を受けるような議事が行われる際、これに出席するため、指定の公判期日に出頭することができないことが疎明資料等になつて具体的に明らかにされたときは、刑事訴訟規則第一七九条の四に定める「やむを得ない事由」があるものとして公判期日変更の申請をいれるべきである。

(ロ) 弁護人が国会議員である場合

既にその意見を聴いて定めた公判期日については、たとえ(イ)に述べたような事情があつても、その変更申請をいれる必要はない。けだし、国会議員である弁護士が刑事弁護を引き受ける以上、かような事情の生ずることは当然予想されるところであつて、少くともかような事件については、これを「やむを得ない事由」とは認め得ないからである。

最高裁判所刑二第二〇八六六号

昭和二十七年十二月十五日

最高裁判所事務総長 五鬼上堅磐

日本弁護士連合会会長 長野国助 殿

弁護人又は被告人が国会議員である刑事被告事件の審理について

御承知のとおり、このたび公職選挙法の一部改正により、同法違反の重要な被告事件については、事件を受理した日から百日以内に判決をするように努めなければならない旨の規定（同法第二五三条の二）が設けられましたが、右規定の趣旨にかんがみ、当事務総局においては、高等裁判所長官、地方裁判所長および家庭裁判所長に対し別紙のとおり参考意見を伝達しましたので、貴会におかれても右の趣旨を御了承の上、何分の御協力をお願いいたします。

なお、この際、右事件に限らず、国会議員である弁護士が弁護人となっている一般の刑事被告事件についても、弁護人が国会出席等のため公判期日に出頭することができない虞があるときは、他の弁護士を弁護人に選任させる等の方法により、審理の遅延を防止するための措置を講ずるよう、貴会の格段の御配慮を煩わたく存じます。